

春日町内会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は春日町内会と称し事務所を春日記念館に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦によって、地域の発展と会員福祉の向上を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項に関する事業を行う。

- (1)、地区行事の実施。(2)、会員相互の親睦と福祉向上。(3)、環境の整備改善。
- (4)、市行政との連絡。(5)、その他。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、春日町内に居住し、本会に加入している世帯をもって構成する。

(班構成)

第 5 条 会員は、原則として居住する近傍の班に所属する。

(組 織)

第 6 条 本会は添付組織図の組織形態により運営する。

第 2 章 機 関 組 織

(会 議)

第 7 条 本会に次の機関を置く。

- (1)、総 会 (2)、理事会 (3)、四役会 (4)、班長会

(総 会)

第 8 条 総会は春日町内会の最高議決機関とする。

- 2、総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度 1 回開催する。
- 3、臨時総会は、理事会の決議及び四役会が必要と認めたとき開催する。
- 4、総会は会長が招集し、役員の過半数の出席により成立し(委任状を含む)、出席者の過半数を以て決定する。可否同数の場合は議長が決定する。
- 5、総会の議長は会長が務める。

(定期総会)

第 9 条 定期総会は次の事項を審議し議決する。

- (1)、事業報告。(2)、収支決算報告。(3)、事業計画。(4)、収支予算。
- (5)、役員の選任及び承認。(6)、会則の改廃。(7)、その他必要事項。

(理事会)

第 10 条 理事会は本会の運営及び執行についての協議決定機関とし、会長・副会長及び理事で構成し、必要に応じ会長がこれを招集する。

(四役会)

第 11 条 会長・副会長・会計・副会計で構成し、随時会長がこれを招集する。

(事務局)

第 12 条 議事録の作成・報告事項の印刷など、本会の業務を処理するため事務局を置
ことが出来る。

(関係団体等)

第 13 条 本会は、別に定める関係団体などと協力し、お互いの活動を援助する。

2、関係団体等には、理事会の決議により総会の承認を得て補助金又は活動費を支
出することが出来る。

(其の他)

第 14 条 本会の運営上必要に応じ理事会の決議により、部・局・委員会を設ける事が出
来る。

2、第 1 項に定める部・局・委員会は、事務局及び部員を若干名おくことが出来る。
これは会長が委任する。

第 3 章 役 員

(役員)

第 15 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長	1 名
2. 副 会 長	6 名以内
3. 会 計	1 名
4. 副 会 計	1 名
5. 書 記	1 名
6. 監 事	2 名
7. 理 事	若干名
8. 顧問・相談役	若干名
9. 広 報 委 員	若干名
10. 班 長	各班 1 名

(役員を選出)

第 16 条 会長・副会長は総会において選出する。

2. 会計・副会計・広報委員・書記は会長・副会長の合議により選出する。

3. 理事は別項の定める者を除き、会長・副会長の合議により選出する。

4. 関連団体を代表するもの各 1 名は、本会の理事となる。

5. 行政関連委員は、本会の理事となる。

6. 会計監事は理事会において選出する。

7. 班長は各班において選出する。

8. 顧問・相談役は会長が委嘱する。

(役員の任務)

第 17 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

3. 会計は、会計事務を処理し、決算報告する。

4. 副会計は、会計を補佐し、会計事務を処理する。会計事故ある時はこれを代理する。

5. 書記は、会長の指示に依り、事務局を統括する。

6. 監事は、会計を監査する。

7. 理事は、本会の業務を分担し、運営を執行する。

8. 班長は、担当する班の代表として、本会の決定事項の伝達、その他連絡を行う。

(役員の任期)

第 18 条 班長を除く役員の任期は 2 年とし再選を妨げない。

2、班長の任期は、1 年とし再選を妨げない。

第 4 章 会 計

(町内会経費)

第 19 条 本会の経費は会費・寄付金・交付金・その他によってまかなう。

(町内会費)

第 20 条 本会の会費は、月額 2 5 0 円 (年 3,000 円) とする。なお、物価の変動に応じて変えることができる。

2 年度途中で新たに会員になった者の会費は、会員になった月の翌月から徴収する。

3 会費は原則として払い戻しは行わない。

4 会費は班長が徴収して会計に納入する。

(会計年度)

第 21 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 22 条 会計に関する事項については、別に定める「会計処理細則」による。

第 5 章 そ の 他

(細則)

第 23 条 その他町内会の運営に関する事項については、別に定める「会則細則」による。

(施行)

第 24 条 この会則は平成 31 年 4 月 13 日より一部改正する。

第 6 条 この条文は令和 5 年 4 月 8 日より施行する。

第 13 条 この条文 2 に又は活動費を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。

第 15 条 この条文 2 の 6 名を 6 名以内に変更し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。

第 15 条 この条文に 9 を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。

第 16 条 この条文 2 に広報委員を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。

第 20 条 この条文は令和 7 年 4 月 12 日より施行する。

春日町内会会則細則

(細則)

第 1 条 春日町内会会則第 22 条に従い、この細則を定める。

(傷害保険加入)

第 2 条 町内会会員が、町内会の行事及び事業実施中に傷害を受けた場合は、傷害保険を以てこれに充てる。

(慶弔見舞金)

第 3 条 (1) 町内会会員の世帯主又は理事が死亡したときは、弔慰金として 5,000 円を贈る。

(2) 町内会会員が出産したときは出産祝金として 1 人につき 5,000 円を贈る。

(役員等の活動費)

第 4 条 本会の役員に対し、理事会の決議に依り活動費を支払いする事が出来る。

(退職慰労金)

第 5 条 町内会長・副会長・会計・副会計の退任に際しては、その功労に報いるため記念品を贈呈する。記念品の額は、その任期に拘らず会長は 2 万円相当、副会長・会計・副会計は 1 万円相当とする。

(決算報告)

第 6 条 補助金を受けている団体は、毎年度決算報告書を提出しなければならない。

(関係団体等)

第 7 条 規約第 13 条に規定する「別に定める関係団体等」とは次の団体・委員のことをいう

1、関係団体

春日自主防災会、いきいきクラブ、だんらんの家、防犯ボランティア会、春日スポーツ協会、春日倶楽部、社会福祉協議会、スポーツ少年団、交通安全協会、アッピー元気体操、春日歌の会、春日子ども会、リサイクル事業部

2、行政関連委員

民生委員・児童委員、環境美化推進員、少年補導委員、地域防犯推進委員
明るい選挙推進員

(施行)

第 8 条 この細則は平成 31 年 4 月 13 日より施行する。

第 4 条 この条文改正は令和 2 年 4 月 11 日より施行する。

第 3 条 この条文は (2) を追記し令和 4 年 4 月 11 日より施行する。

第 7 条 この条文の 1、関係団体にリサイクル事業部を追加し令和 5 年 4 月 8 日より施行する。